

鳥取県漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第101号

鳥取県漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県漁港漁場整備法施行細則（昭和34年鳥取県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（危険物等の荷役の許可申請）</p> <p>第5条 条例第7条第2項の規定による許可を受けようとする者は、第3号様式による申請書を知事（<u>境漁港にあっては、指定管理者</u>）に提出しなければならない。</p> <p>（申請書の記載事項変更）</p> <p>第10条 条例に基づいて許可又は承認を受けた者は、利用目的その他申請事項の変更をしようとするときは、第9号様式により、知事（<u>境漁港について条例第6条第2項、第7条第2項又は第10条第3項の許可を受けた者が、当該許可に係る申請事項の変更をしようとするとき</u>にあっては、指定管理者）に申請し、その許可又は承認を受けなければならない。</p>	<p>（危険物等の荷役の許可申請）</p> <p>第5条 条例第7条第2項の規定による許可を受けようとする者は、第3号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（申請書の記載事項変更）</p> <p>第10条 条例に基づいて許可又は承認を受けた者は、利用目的その他申請事項の変更をしようとするときは、第9号様式により、知事に申請し、その許可又は承認を受けなければならない。</p>

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。